

平成28年度

第1回小牧市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成28年11月4日（金） 午後2時15分から

小牧市役所本庁舎4階 402会議室

平成28年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 平成28年11月4日（金） 午後2時15分から
- 2 場所 小牧市役所本庁舎4階 402会議室
- 3 出席者
〔被保険者代表〕
松屋亜州男委員、西尾厚委員、栗山暢子委員、林好子委員

〔保険医等代表〕
菱田直基委員、吉田雄一委員、酒井義仁委員、船橋きみえ委員

〔公益代表〕
高木健委員、早稲田幸男委員、平林克之委員、高井保宏委員

〔市側、事務局職員〕
舟橋健康福祉部長、山田健康福祉部次長
保険年金課 水野課長、澤田課長補佐、杉本係長、山中主事
- 4 欠席者 なし
- 5 署名委員 林好子委員、船橋きみえ委員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事 〔議事録〕
〔開会 14時15分〕

司会 定刻になりましたので、ただ今から、平成28年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、当協議会の傍聴の申し出はありませんでした。併せて報告させていただきます。

それでは、次第に従いまして、始めさせていただきます。

まず始めに、早稲田会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 皆様こんにちは。

本日は、お忙しい中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして大変ありがとうございます。

本日は、次第にありますように国民健康保険の現況として平成27年度の決算状況及び平成30年度以降の国民健康保険の広域化の概略について説明を受ける予定となっております。

市町村国保は高齢者や低所得者が多いなどの構造的な問題を抱えており、今後、運営協議会の役割は、一層重要なものとなると認識しております。

このような状況の中、国民健康保険の健全な運営のため、皆様方のご意見をいただきまして、協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

続きまして、舟橋健康福祉部長よりあいさつ申し上げます。

舟橋部長 改めまして、みなさんこんにちは。今日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

また平素は、本市の市政各般に亘りましてご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

今日は平成28年度の第1回目の運営協議会ということでございます。本年度も引き続き、委員の皆様方には国民健康保険に関する事項につ

きましてのご意見をいただくこととなりますので、どうかよろしくお
願い申し上げます。

昨今の国民健康保険事業の状況であります。先ほど、早稲田会長
の方からもお話がありましたように、これは小牧だけではありません
が、全国的な現状は、被用者保険と比べまして、年齢構成、医療費水
準がともに高く、また、所得が低いという構造的な問題を抱えている
わけです。小牧市におきましても財源不足が生じているという
ことで、また、資料の方にもございますが、一般会計の方から予算を
補いまして事業を行っているという大変厳しい状況にあるということ
でございます。

今日の運営協議会であります。まずは平成27年度、昨年度の国民
健康保険事業の現状をご説明させていただきます。そして、その後で
ありますが、これまでもご報告させていただいておりますが、いよ
いよ平成30年度には県が市町村と一緒に国保の運営を担うというこ
とになっております。いわゆる国保事業の広域化が始まるということ
でございますので、まだ詳細につきましては、細かな部分が分かってお
りませんが、その概要につきましてご説明させていただきたいと考
えております。

今後とも、国民健康保険事業の健全運営のために皆様方には格別の
ご助言、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。簡単では
ございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げ
ます。

司会 次に事務局職員の紹介を舟橋部長よりお願いいたします。

舟橋部長 では、職員の紹介をさせていただきます。

まず私の方から健康福祉部長の舟橋でございます。よろしくお願ひ
申し上げます。

事務局 (自己紹介)

司会 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長にお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。

杉本係長 ただいまの出席委員は12名であります。

会長 過半数の委員の方のご出席をいただいておりますので、本日の協議会は成立いたしております。次に、本日の議事録の署名者を指名させていただきます。林委員様、船橋委員様をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、議事に入ります。
3 議題（1）の「国民健康保険の現況について」を議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

水野課長 それでは、国民健康保険の現況についてご説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

年度平均被保険者数等の実績及び推計であります。まず、平成27年度の世帯数であります。2万1,970世帯、対前年度比1.62%の減となりました。被保険者数は平成27年度は3万7,791人、対前年度比3.13%の減となりました。減少となった要因としましては、高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行や少子化による子ども世代の加入者の減少、景気回復に伴う社会保険への移行などの影響があり、平成28年度以降もこの傾向は続くものと考えております。なお、被保険者数の内訳であります。被保険者数3万7,791人のうち、一般被保険者数が3万6,548人、退職被保険者数が1,243人となっております。

退職者医療制度であります。この制度は平成26年度末に経過措置が終了となりました。平成27年度以降は、遡及適用する場合を除き、新たに退職者医療制度の対象となる方はみえませんが、今現在、退職職被保険者の方は65歳になるまでの間、引続き退職者医療制度の対象となります。その関係で、平成27年度から平成31年度末までの間、退職被保険者数は段階的に減少し、平成31年度末で対象者は0となる予定であります。

40歳以上65歳未満の方が対象となる介護分の平成27年度の被保険者数は1万1,676人、対前年度比5.00%の減となりました。

続きまして、資料2をご覧ください。国保財政状況であります。

平成27年度決算について説明させていただきます。金額表示は千円単位となっております。

まず、決算額全体の額で、歳入の一番上の網掛けをしてある行をご覧くださいますと、歳入総額が165億883万2千円、中段より少し下の網掛けをしてある行になりますが、歳出総額が163億9,464万9千円、下から4行目のこちらにも網掛けの行ですが収支差引が1億1,418万3千円となりました。

一番下の行になりますが、財源不足を補うためのその他一般会計繰入金等を差し引いた実質的な収支は、△6億9,973万7千円となりました。平成26年度の△7億7,840万4千円と比較しますと実質収支のマイナス分は減少しており、こちらに記載はありませんが7,866万7千円分のマイナス分の減少となりました。

続きまして、歳入の1行目の国民健康保険税ですが、33億2,961万9千円で対前年度比98.08%となりました。また、その3行下の前期高齢者交付金ですが、39億3,969万9千円で対前年度比103.50%となりました。その2行下の共同事業交付金ですが、33億9,440万3千円で対前年度比262.52%と大幅に増額となりました。これは、制度改正により対象となる医療費が拡充されたことによるものでございます。これらによりまして、一番上の行になりますが、歳入全体で、165億883万2千円となり、対前年度比115.91%となりました。

また、中ほどから少し上の行の一般会計繰入金ですが、平成26年度の15億1,186万円から平成27年度は15億6,386万円となり、対前年度比103.44%となりました。この一般会計繰入金のうち、その他一般会計繰入金ですが、平成26年度の7億9,500万円から平成27年度は7億2千万円となっております。この「その他一般会計繰入金」は、本来、国保特会の中で賄うべきものを一般会計から繰入れるもので、この7億2千万円が平成27年度の財源不足額でございまして、依然として高い水準にありますので、健全な財政運営状況ではないと認識をしております。

続きまして歳出ですが、中ほどから少し下の歳出の2行目になりますが、保険給付費が96億2,945万1千円となり、対前年度比101.71%となりました。その5行下の共同事業拠出金ですが、36億544万6千円で対前年度比261.63%と大幅な増額となりました。これは、先ほどの歳入と同様に制度改正により、対象となる医療費が拡充されたことによるものでございます。これらによりまして、中ほどから少し下の網かけの行の歳出総額になりますが、歳出全体で163億9,464万9千円となり、対前年度比115.87%となりました。

続きまして、資料3をご覧ください。

保険税の収納状況でございます。

歳入の根幹をなす保険税の収納状況でございますが、一番上の行の平成27年度現年度分の調定額33億2,567万円に対し、その3行下の収納額ですが、30億2,940万3千円となりました。

中ほどから少し下になりますが、滞納繰越分については、調定額13億6,259万9千円に対し、その下の収納額2億9,827万4千円となりました。

保険税の収納対策としまして、今年3月より口座振替原則義務化による口座振替率の向上対策、多重債務相談や納税相談などの取り組みにより、現年度の収納率の欄になりますが、現年度収納率は平成24年度89.62%、平成25年度89.89%、平成26年度90.26%、そして、平成27年度91.09%と年々向上してきております。

しかしながら、91.09%は高い収納率とはいえませんので、今後も収納率の向上に向けて効果的な対策を実施していきたいと考えてお

ります。

続きまして、資料4をご覧ください。税率の推移であります。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、地方税法施行令の上限額にあわせ見直しをしております、一番下の平成28年度の右から2列目ですが、表示は万円単位になりますが、それぞれ54万円、16万円、19万円となっております。54万円が医療分、16万円が介護分、19万円が支援分になります。これが平成28年度の小牧市国保税の課税限度額になります。平成27年度と比較しますと医療分を2万円、介護分は据置、支援分を2万円引上げをいたしました。この引上げについては、前年度の2月に、この運営協議会で諮問させていただいております。なお、税率については、平成20年度以降変更をしておりません。

続きまして、資料5をご覧ください。保険給付費の状況でございます。

2の保険給付費の内訳及び推移の一番下の枠の「①から④保険給付費計」の欄になりますが、平成27年度の保険給付費計は96億2,945万1千円で対前年度比101.71%となりました。

保険給付費のうち一般被保険者療養給付費ですが、高齢化や医療の高度化により年々増加しており、平成27年度は81億4,204万8千円で対前年度比103.25%となり、また、記載はしておりませんが、この一般被保険者療養給付費が保険給付費全体の84.55%を占めております。

このような状況の中、保険給付費の増加を抑制し適正なものとしていくため、引き続き、特定健康診査・特定保健指導を含むデータヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健事業を実施していきたいと考えております。

続きまして、資料6をご覧ください。特定健康診査等受診率の状況であります。

平成27年度の特定健康診査の受診率ですが、こちらはまだ確定値ではありませんが、前年度より1.9ポイント上昇し、45.2%となりました。

平成27年度の国・県における平均値は発表前ですので表示はして
おりませんが、平成26年度までの小牧市の受診率は 国・県の平均
値を上回っております。

次に特定保健指導の受診率ですが、こちらもまだ確定値ではあり
ませんが、平成27年度は前年度より0.8ポイント上昇し、13.0%と
なりました。

現在、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上のため、電話
やはがきによる受診勧奨を実施しているところですが、今後もさら
に効果的な受診率向上対策を実施していきたいと考えております。

以上で、国民健康保険の現況についての説明とさせていただきます。

会長 ただいま、「国民健康保険の現況について」の事務局からの説明
が終了しました。皆様方からご質問、ご意見等をいただきたいと思
います。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

林委員 資料3の保険税の収納状況の中で、滞納繰越について1、2点お
聞きしたいのですが。先ほど、口座振替が義務化されたという説明
がありました。年々、収納率は向上しているのですが、平成27年度
の滞納繰越額が13億円を超えています。口座振替になっていれば、
滞納額は少なくなっていくと思うのですが、義務化されたと言われ
たのですが、資料1の21,970世帯の内、口座振替になっていない世
帯はどのくらいあるのでしょうか。

水野課長 口座振替となっていない世帯数ですが、平成28年7月末現在の資
料でお答えさせていただきます。平成28年7月末現在の全世帯数
21,795世帯の内、年金天引きの世帯が3,143世帯、それ以外の普通
徴収の世帯の中で、口座振替されている世帯が10,615世帯、口座振

替以外の世帯が8,037世帯となっています。

林委員 ありがとうございます。義務化されたということは、まだ100%ではないということですよ。

水野課長 義務化というのは強制ではないものですから、納付方法は口座振替になりますという説明をさせていただいており、窓口で加入される方の9割以上の方が口座振替のお申し込みをいただいておりますが、あくまでも直接納付したいという方につきましては納付書で納付していただいている状況ですので、口座振替率が100%になることはないと考えております。

林委員 ありがとうございます。100%というのは難しい数字かなと思うのですが、例えば、現年度分の収納率を見ましても、まだ残っている分がありますよね。一般会計からの繰出金が7億2千万円ある現状を踏まえると、今後、未納分の収納に努力していただきたいと思います。過去になればなるほど、回収は難しくなると思いますので、現年度分はその年度の出納整理期間までには、できるだけ100%に近い収納率になるよう、今後、努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会長 滞納分等の収納についてのご意見でありました。今後とも引き続き、口座振替等を含めまして早期に収納していただきますよう、よろしく願いいたします。

その他何かご意見等ございますでしょうか。

(なし)

会長 ご意見も無いようでございますので、それでは、議題（2）の「国民健康保険の広域化について」を議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

水野課長

それでは、平成30年度に国保制度改革が予定されておりますので、それ以降の国保の運営のあり方の概略を説明させていただきます。

資料7-1をご覧ください。

今回の制度改革の主旨としましては、市町村国保は、年齢構成が高いため医療費が高く、一方で、所得水準や収納率が低く、財政運営が不安定になるという構造的な課題を抱えているところです。今回の制度改革に伴い、国保への財政支援の拡充がなされ財政基盤の強化を図り、また、都道府県が財政運営の責任主体となることにより、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることを目的としています。

財政運営の主な変更点としましては、現行では、医療機関に支払う医療給付費については、各市町村の責任で財源の確保をしておりますが、平成30年度以降は、給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市に交付し、その財源として都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が都道府県に納付するなど、都道府県が財政運営責任を担うこととなっております。

一方で、資格管理や保険給付、保健事業などは地域住民と身近な関係のある市町村が引続き担っていくこととなっております。

資料7-2をご覧ください。

平成30年度以後の国民健康保険税の賦課、徴収の仕組みであります。県は医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮して、市町村ごとの納付金を決定するとともに、各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示します。

市は標準保険料率を参考に、実際の算定方式や保険料率を決定し、賦課・徴収し、徴収した保険料等を財源として納付金を県に支払うこととなります。

資料7-3をご覧ください。

新制度施行までの納付金・保険料率などに関するスケジュールと

なっております。現在、県では納付金等の試算を行っており、その結果が近く提示される予定となっております。その結果を使用して市で税率設定のためのシミュレーションを行い、平成30年度の税率の検討をしていきたいと考えております。また、来年度になります、平成29年10月以降、県において本番に向けた算定を行いまして、その結果が提示されますので、市で平成30年度の保険税率案を作成し、この運営協議会に諮らせていただく予定としております。

以上で、平成30年度以降の広域化についての概略の説明とさせていただきます。

会長 事務局からの「国民健康保険の広域化について」の説明が終了しましたが、何か皆様方からご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

西尾委員 資料7-3ですが、平成29年の中段に運協において議論と書かれてありますが、これは、この小牧市国民健康保険運営協議会の事を指しているのでしょうか。

水野課長 平成29年の欄の中段に記載されている運協とは、この小牧市国民健康保険運営協議会の事を指すのかというご質問ですが、表の左端に都道府県と記載されておりますように、こちらは県の運営協議会で算定方法等の議論を行います。市町村については、最下段の平成30年1月頃に記載のありますように、具体的な時期は未定ですが、平成30年度以降の保険料率について、こちらの運営協議会に諮らせていただく予定としております。

会長 他に何かございますでしょうか。

松屋委員 関連ですが、市町村の運営協議会で議論する保険料率は、県で最

終調整された後の料率について議論するのでしょうか。

水野課長 県から市へ標準保険料率が提示されますが、これは参考とする料率であり、そのまま市が採用する率ではありません。また、県は保険料率とは別に、市に国保事業費納付金として、納める額を提示します。市は、その納付金額を納められる保険税率を設定し、ある程度固めたものをこちらの運営協議会に諮らせていただく予定としております。

松屋委員 議論と言うよりは承認というイメージが強いのですが、我々は専門家ではないので数字の中身を見て、あれこれ議論できないものですから仕方ないかと思いますが。その時は、できるだけ分かりやすい説明をお願いいたします。先ほどのような帳票で数字がダラダラと並んでいるだけでは、我々は全く理解できませんので、もう少し具体的に噛み砕いた説明資料を添付していただきたい。そうでなければ、何を議論していいのかよく分からなくなってしまいますので、要望だけさせていただきます。

会長 他に何かございますでしょうか。

林委員 要望という事で私もお願いしたいのですが。国保新聞をいつも送っていただくのですが、その全てを理解するように目を通すという事が困難だと思いますので、できれば、例えば、今回は大きな改正があった、今回はこんな問題があったという事、それに対して、市や国はどんな風に考えているというような要点をまとめた物を合わせて送っていただけると頭に入りやすいかなと思います。新聞から要点をまとめるという大変さは分かっておりますが、国保会計は複雑で、一般の我々には、なかなか理解しがたいものがありますので、その辺の所を分かりやすく教えていただくような内容でお書きいただけたらと思います。

水野課長

要望に応えさせていただくように検討させていただきます。

舟橋部長

会長よろしいでしょうか。今の林委員からのお話は課長の方からお答えさせていただきました。松屋委員のお話であります。特に私どもも平成30年度以降の広域化につきましては、大変大きな改革という事になると考えております。併せて一番問題なのは、小牧市の平成20年度から改正しておりません保険税の率を触らなければいけないという事であります。まだこれは確定ではありませんが、予測としては、上げるという方向になるだろうと思っております。ただ、上がるという事はわかっておりますが、上げ方というのは、まだ、市の方で考えていく余地が十分残っているわけですから、先ほど課長の方から申し上げましたけど、最終的に、この運営協議会の方にお諮りさせていただきますが、最後に、役所の中でこう決めたからこうですというようなお話は避けてほしいというご要望だったと思います。実際、私どもの来年度のタイムスケジュールの中で、どの段階で県の方から最終的に小牧市はこれだけ払ってくださいという話があるのか、その辺のところははっきりしませんが、私どももその辺は十分注意して捕捉し、それに見合った形で何らかの保険税の改正、しかも、その改正の仕方も、例えば、激変緩和の措置をどのような形で行うとか、そうした事を念頭に事務を進めていきたいと考えておりますので、最終的に平成30年1月の運営協議会で、というお話もさせていただきましたが、できれば、その前の段階でもこの運営協議会でご意見をいただけるような場を設けさせていただいて、皆様方に現在、市の方はこんな事を考えている、県の方からこれだけの金額を支払うようにというような話があったと、そういった情報を流させていただいて、また、ご意見をいただきまして、最終的に平成30年度の税率改正につなげていきたいと、こんな風に考えております。来年度、タイミングが合いませんとなかなかこの運営協議会も開くことができませんが、なるべくそのような形

で運営協議会の委員の皆様のご意見が反映できるような形で示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 他はよろしかったでしょうか。

(なし)

会長 特に無いようでございますので、議事を終了させていただきます。その他、事務局の方から報告、連絡事項等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

杉本係長 本日はご協議いただきまして、誠にありがとうございました。議事録につきましては、事務局で作成次第、署名をいただきにお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、これもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございました。

〔閉会 14時55分〕

上記のとおり、平成28年11月4日（金）開催の国民健康保険
運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録
を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

平成 28 年 月 日

会 長 早稲田 幸男

署名委員 林 好子

署名委員 船橋 きみえ